

令和7年 秋の全国交通安全運動推進要綱

目 的

この運動は、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期 間

令和7年9月21日(日)から30日(火)までの10日間
(準備期間:9月1日(月)から9月20日(土)まで)
交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(火)

運動の重点

全 国 重 点

- 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

大 阪 重 点

- 二輪車の交通事故防止

スローガン

スピードと 焦る気持ちに ブレーキを

運動の進め方

交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になっていることから、交通事故情勢が府民に正しく理解・認識され、一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、効果的に運動を展開する。

- 関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持する。
- SNS等の活用など、時代に即した取組等を通じて、広報啓発活動を実施する。
- 交通事故被害者等の視点に配慮した広報啓発活動を実施する。
- 本運動の趣旨及び重点等を理解し、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。

9月の府内一斉交通安全指導日

9月 8日(月)	ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日
9月15日(月)	近畿交通安全デー、交通安全家庭の日 高齢者交通事故ゼロの日 シートベルト着用徹底の日
9月20日(土)	めいわく駐車・放置自転車追放デー ノーマイカーデー
9月30日(火)	交通事故死ゼロを目指す日

歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

本年6月末時点で、大阪府内の全交通事故死者数のうち、歩行者の構成率が41.4%を占めている。

また、過去5年間で見ると、歩行中の交通事故による死者・重傷者数のうち、約4割に何らかの原因(法令違反)が認められ、なかでも横断歩道外横断等の横断方法に関する法令違反が多く認められる。

さらに、次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることは重要であるにもかかわらず、交通事故による幼児・小学生の重傷者は歩行中の割合が高く、通行目的では、登下校が全体の26.9%を占めるなど、依然として道路においてこどもが危険にさらされている状況にある。

また、歩行中の交通事故による死者数のうち、高齢者が67.1%を占めていることから、こどもと高齢者に重点を置き、反射材用品等の着用を促進するとともに、安全な横断方法を実践するように促していくことが必要である。

◆ 推進機関・団体での推進項目

● 歩行者の交通ルール・理解・遵守の徹底

- 歩行者側にも走行車両の直前直後横断や横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間の路上横臥など、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る取組の推進
- 横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- 歩行中の幼児・小学生の交通事故の特徴(飛び出しが多いなど)を踏まえた交通安全教育等の推進
- 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進
- 高齢歩行者の死亡事故及び重傷事故の特徴(65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

● 歩行者の交通事故防止対策

- 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- 通学路、未就学児童を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動の推進
- 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- 通行の妨げとなる不法占拠物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

◆ 広報・実践促進事項

● 歩行者は

- 夕暮れ時や夜間に外出する時は、明るい目立つ色の服装に心がけ、反射材を活用しましょう。
- 道路を横断するときは横断歩道を利用しましょう。ドライバーに目と手で合図(ハンドサイン)を送り、安全を確認してから渡りましょう。
- 交差点では、青信号でも必ず左右の安全確認をしましょう。
- 道路で遊んだり、飛び出しや無理な横断、信号無視はやめましょう。
- 歩きスマホは危険です。注意力が散漫になる「ながら行為」はやめましょう。

● 運転者は

- 横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。
- 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、夜間の対向車や先行車がない状況ではハイビームを使用しましょう。
- こどもや高齢者の行動特性を理解し、特に通学路や生活道路では速度を落とし、思いやりのある運転を心がけましょう。

● 地域・学校・職場では

- 地域交通安全活動推進委員、教育関係者及び高年(齢)者交通安全リーダー等は、体験・実践型の交通安全教室を実施しましょう。
- 交通ルールの遵守、交通安全意識の高揚を図りましょう。
- 車両等の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等と連携して、業務形態に対応した交通安全教育等を行うなどして、安全運転や交通事故情勢等に関するきめ細かな指導・情報提供を行いましょう。

● 家庭では

- こどもには横断歩道の渡り方など大人が手本を示し、具体的に指導しましょう。
- 身近に感じた「ヒヤリ・ハット」体験をもとに、交通安全について家族で話し合しましょう。

大阪府内において歩行者を死傷させた自動車側の法令違反を過去5年累計で見ると、安全不確認に次いで歩行者妨害が多く認められ、また、携帯電話等を使用しながら自動車を走行させる「ながら運転」が要因となった死亡・重傷事故も発生しているほか、飲酒運転、妨害運転(いわゆる「あおり運転」。)等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。

また、日の入り時間が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時及び夜間の交通事故死者・重傷者数が増加し、夕暮れ時及び夜間の交通事故死者数を状態別で見ると、歩行者の死者数が多い傾向にある。

このため、自動車等の運転者に対して、歩行者優先意識を徹底させるとともに、ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用を促進していく必要がある。

なお、自動車運転中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であるほか、高齢運転者による交通事故発生状況についても、本年6月末時点で死者・重傷者数は前年対比で増加しており、その要因としてハンドルの操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違いなどが多くなっていること等にも留意が必要である。

※ 夕暮れ時…日の入り時刻の前後1時間を指す。

◆ 推進機関・団体での推進項目

● ながらスマホの根絶

- 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
- 業務中のながらスマホによる交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

● 飲酒運転の根絶

- 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動のほか、飲食店における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯び運転の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

● 妨害運転等の防止対策

- 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

● 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組

- 夕暮れ時及び夜間においては歩行者の交通事故死者数が多いという特徴を踏まえた交通安全教育等の推進
- 夕暮れ時におけるライトの早めの点灯を促す取組の推進
- 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

● 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者優先義務等の遵守を促す取組の推進

● 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- 体格等の事情により、シートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

● 高齢運転者の交通事故防止対策

- 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響(反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど)等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発の推進
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談ダイヤル(＃8080)の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発

◆ 広報・実践促進事項

● ドライバーは

- 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、夜間は適切にハイビームを活用しましょう。
- 横断歩道等では減速し、停止可能な速度で進行しましょう。
- 通話や画面注視などスマートフォンの操作をしながらの運転はやめましょう。
- 「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を遵守しましょう。
- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ち、危険が発生した場合でも安全に停止できるような速度と車間距離をとって運転しましょう。
- 高齢運転者は、参加・体験・実践型の交通安全教育や運転適性診断を積極的に受け、自らの運転適性能力や身体機能の変化を自覚し、ゆとりのある運転行動を心掛けましょう。
- 全ての座席の同乗者に、シートベルトを着用させましょう。
- チャイルドシートを適切に取付け、肩ベルトをしっかり締めるなど正しく使用しましょう。

● 地域・職場では

- 自治会、こども会、老人クラブ等において、薄暮時間帯や夜間の交通事故発生状況について周知し、こどもや高齢者等の歩行者が交通事故に遭わないための参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。
- 広報誌・機関誌等に身近な交通事故事例や飲酒運転による事故の悲惨さ、妨害運転の危険性を訴える記事の掲載に努めましょう。
- 事業者等は、運転前後にアルコール検知器を使用し、飲酒運転の根絶に努めましょう。
- 安全運転管理者等は、運転者に対し、飲酒運転や妨害運転の防止について教育し、安全運転を遵守させましょう。
- 地域や職場で開催する交通安全教室や各種行事において、全ての座席のシートベルト着用及びチャイルドシートの必要性と効果についての啓発に努め、正しい着用・使用を習慣づけましょう。

● 家庭では

- 「飲酒運転は絶対にしない・させない」を合言葉のもと、家族だけでなく友人同士などでお互いに注意しましょう。
- あおり運転に遭った場合に備え、ドライブレコーダー設置について話し合いましょう。
- 運転に自信がなくなったり、運転する機会が少なくなった高齢運転者がいる場合は、運転免許証の自主返納について家族で話し合いましょう。
- シートベルト及びチャイルドシートの必要性と効果について家族で話し合い、正しい着用・使用を習慣づけましょう。

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

大阪府内では、全交通事故に占める自転車関連事故の構成率は増加傾向にあり、自転車乗用中の死傷者数を年齢別で見ると、交通事故負傷者数は15歳から19歳の若年層が多く、死者数及び重傷者数については高齢者が多いという特徴がある。

また、自転車乗用中における乗車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して約1.7倍高く、自転車乗用中死者の人身損傷主要部位は、頭部が約6割となっている。

さらに、自転車側にも約8割に何らかの法令違反が認められ、自転車運転中の携帯電話の使用(いわゆる「ながらスマホ」)が原因となる交通事故も増加傾向にある。

他方、特定小型原動機付自転車(以下、「特定原付」という。)の交通事故発生状況(令和5年7月1日から令和6年の累計)については、特定原付が第1当事者となる交通事故が全体の約6割を占め、また、特定原付乗車中の負傷者43人のうち、8割以上の37人に法令違反が認められたほか、ヘルメットの着用者は僅か2人であった。

このため、自転車及び特定原付の交通事故を防止し、死者・重傷者等を減少させるためには、利用者が交通ルールを遵守し、ヘルメットの着用を徹底するための取組を推進することが重要である。

◆ 推進機関・団体での推進項目

● 自転車利用時の交通ルールを理解・遵守の徹底と新たなルール周知

- 令和8年4月1日から交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が導入されることを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール(ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設)に関する広報啓発の推進
- 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

● 自転車利用時の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

- 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- 幼児同乗中の自転車の特性(重心が高く不安定であるなど)を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

● 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- シェアリング事業者、販売事業者と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

◆ 広報・実践促進事項

● 自転車に乗るときは

- 大人も子どもも乗車用ヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。
- 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の交通ルールを守りましょう。
- 信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全な通行を心掛けましょう。
- 運転中のイヤホン・スマートフォン等の使用、二人乗り、傘差し等の危険な運転はやめましょう。
- 未就学児を自転車の幼児用座席に乗せるときは、シートベルトを着用しましょう。
- 未就学児2人を自転車に乗せるときは、後部座席、前部座席の順に乗せ、降ろすときには、前部座席、後部座席の順に降ろしましょう。
- 万一の自転車事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

● 特定小型原動機付自転車に乗るときは

- 車道の左側通行、交差点での二段階右折等の交通ルールを守りましょう。
- 万一の事故に備え、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

● 地域・職場では

- 地域交通安全活動推進委員、高年(齢)者交通安全リーダー等は、自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう。
- 事業者等は、利用する自転車の定期的な点検整備を励行するほか、従業員に対し交通ルールの遵守について指導を徹底しましょう。

● 家庭では

- 自転車の正しい乗り方について、家族みんなで話し合い、交通ルールを守りましょう。
- 自転車に反射材を取り付け、夜間の事故防止に努めましょう。

- 万一の自転車事故に備え、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車乗用中の事故による被害者救済に備え、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。
- 自転車の定期的な点検整備を励行しましょう。

二輪車の交通事故防止

大阪府内における二輪車の交通事故発生状況は、本年6月末時点で交通事故件数、死者数、負傷者数、重傷者数ともに前年対比で増加しており、特に死者数については+9人と激増している。状態別死重傷者においても、全体の37.2%を占め、自転車乗用中を上回り、一番目に多くなっている。さらに、過去5年累計で見ると、全交通事故死者・重傷者数に占める二輪車乗車中の死者・重傷者数の構成率は35.2%と自転車乗用中に次いで2番目に高く、全国の構成率と比較し約1.4倍高い状態にある。

また、二輪車乗車中の交通事故による負傷者数及び重傷者数は、9月から年末にかけて増加傾向にあるほか、二輪車側にも多くの法令違反が認められることから、二輪車の運転者に対しては、いらい運転の防止に向けた広報啓発活動や無謀なすり抜け運転の防止を目的とする「二輪車“すり抜け運転”ストップ運動」等、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼び掛ける広報啓発活動を行い、二輪車の交通事故防止を図る必要がある。

◆ 推進機関・団体での推進項目

● 二輪車の運転者に対する広報啓発

- 二輪車の特性(不安定性や死角に入りやすいなど)の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- 若年層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
- ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール(無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等)が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

● 交通ルールの遵守の徹底

二輪車の運転する信号無視、速度超過、車間距離不保持等の「いらい運転」防止に向けた広報啓発及び車列のすり抜け運転防止に向けた広報啓発(二輪車“すり抜け運転”ストップ運動)の推進

● ヘルメット及び胸部プロテクター等の着用促進

二輪車の特性の周知やヘルメット及び胸部プロテクター等の正しい着用による被害軽減効果に関する広報啓発活動の推進

◆ 広報・実践促進事項

● 二輪車の運転者は

- 気持ちと時間に余裕を持ち、安全な速度で走行し車間距離を十分に取るなど、危険を予測した運転を心がけましょう。
- 交差点を直進する際は、特に対向右折車両の動きに十分注意しましょう。
- 見通しの悪い交差点では徐行し、一時停止するなどして、左右の安全確認を徹底しましょう。
- 車との並進を避け、左折時の巻き込みに注意しましょう。
- 走行中や渋滞中の車列の横をすり抜けたり、無理な追い越しや急な進路変更はやめましょう。
- 万一の交通事故に備えて、ヘルメットや胸部プロテクター等を正しく着用しましょう。

● ドライバーは

- 二輪車は実際よりも小さく、遅く、遠くに見えるという特性を理解し、注意しましょう。
- 交差点では速度を控え、特に右折時の対向直進二輪車の動きや左折時の巻き込みに注意して運転しましょう。
- 危険が発生した場合でも、安全に停止できるような速度と車間距離を取って運転しましょう。

● 地域・職場では

- 事業者や安全運転管理者等は、二輪車を利用する従業員に対し、大阪府内における二輪車の交通事故発生状況を周知するとともに、二輪車の特性及び交通ルール遵守の重要性を再確認させ、交通安全

意識の向上を図りましょう。

○ ヒヤリ・ハット映像等を活用した交通安全教育を行いましょう。

● 家庭では

○ 時間に余裕を持って出発できるよう、お互いに声掛けをしましょう。

○ 身近に起こった「ヒヤリ・ハット」の体験等をもとに、交通安全について話し合いましょう。

○ 万一の交通事故に備えて、ヘルメット、胸部プロテクター等の重要性と正しい着用方法について話し合いましょう。

大阪府内における交通事故発生状況

◆ 歩行者の交通事故発生状況 ①

○ 歩行者の交通事故発生状況（令和7年6月末 確定値）

	令和7年	前年比
件数	1,329	+98
死者数	24	+2
負傷者数	1,329	+98
重傷者数	263	+12

※ 件数は、歩行者が関連（第1当事者又は第2当事者）した件数を計上。
 ※ 死傷者数は歩行者自身の死傷者数を計上。

○ 状態別死者・重傷者数（令和7年6月末 確定値）

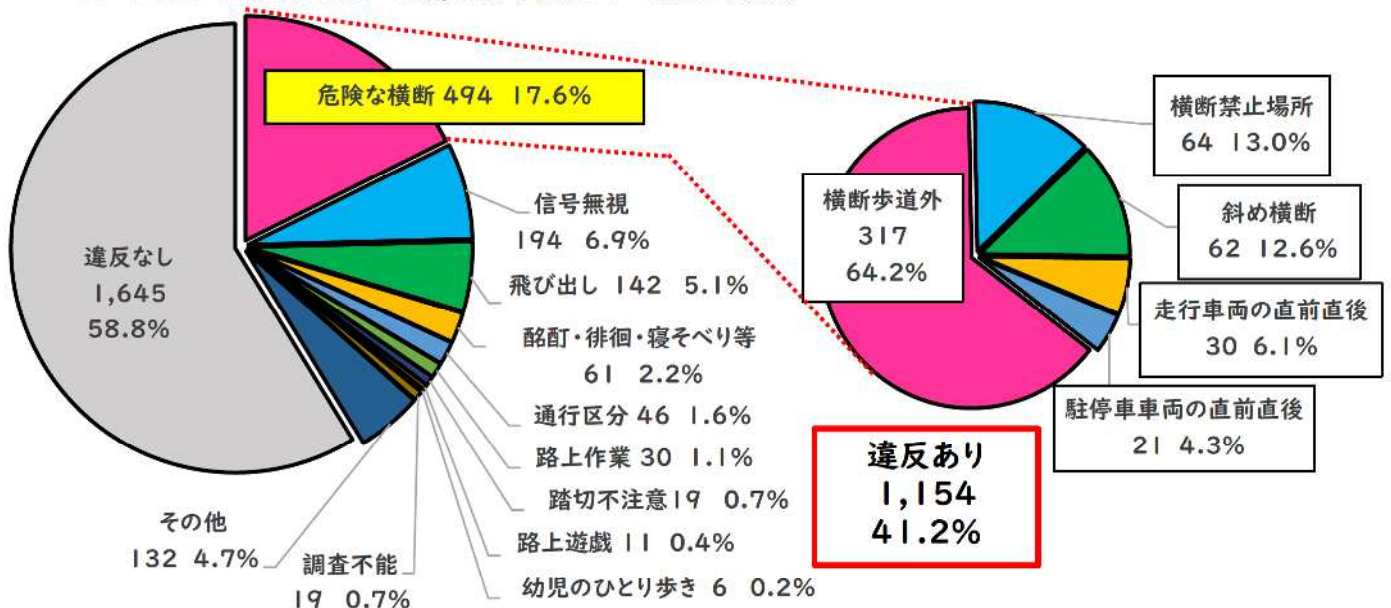
	死者数			重傷者数		
		前年比	構成率		前年比	構成率
歩行者	24	+2	41.4%	263	+12	18.2%
自動車	6	-3	10.3%	161	+15	11.2%
二輪車	20	+9	34.5%	538	+78	37.3%
自転車	8	-4	13.8%	475	-50	32.9%
その他	-	±0	-	5	-2	0.3%
計	58	+4	100.0%	1,442	+53	100.0%

○ 歩行者の事故類型別（令和7年6月末 確定値）

		令和7年			令和6年		
		死者数	負傷者数	構成率	死者数	負傷者数	構成率
人対車両	対面通行中	0	162	12.0%	1	151	12.1%
	背面通行中	1	199	14.8%	2	182	14.7%
	横断歩道	4	412	30.7%	4	384	31.0%
	横断歩道付近	1	27	2.1%	5	25	2.4%
	その他	6	282	21.3%	2	265	21.3%
	横断中	11	721	54.1%	11	674	54.7%
	路上遊戯	0	2	0.1%	0	4	0.3%
	路上横臥	8	4	0.9%	5	8	1.0%
	その他	4	221	16.6%	1	194	15.6%
	列	0	0	0.0%	1	0	0.1%
その他の		0	20	1.5%	1	18	1.5%
合計		24	1,329	100.0%	22	1,231	100.0%

※ 死傷者数は歩行者自身の死傷者数を計上。

○ 歩行中の原因別死者・重傷者数（令和2年～令和6年累計）



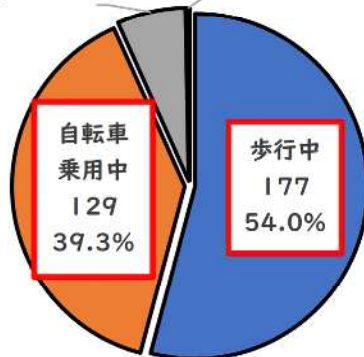
※ 死者・重傷者数数は、歩行者自身の第1当事者と第2当事者の合計人数を計上。

大阪府内における交通事故発生状況

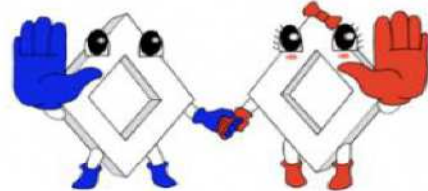
◆ 歩行者の交通事故発生状況 ②

○ 幼児・小学生の状態で死者・重傷者数（令和2年～令和6年累計）

自動車乗車中 21 6.4% 二輪車乗車中 1 0.3%



横断歩道ハンドサイン運動



目と手で合図

○ 小学生の登下校時における死者・重傷者数（令和2年～令和6年累計）

	死者数	重傷者数	死者・重傷者数
小学生が歩行中の死者・重傷者数	0	134	134
登下校中	0	36	36
構成率	—	26.9%	26.9%

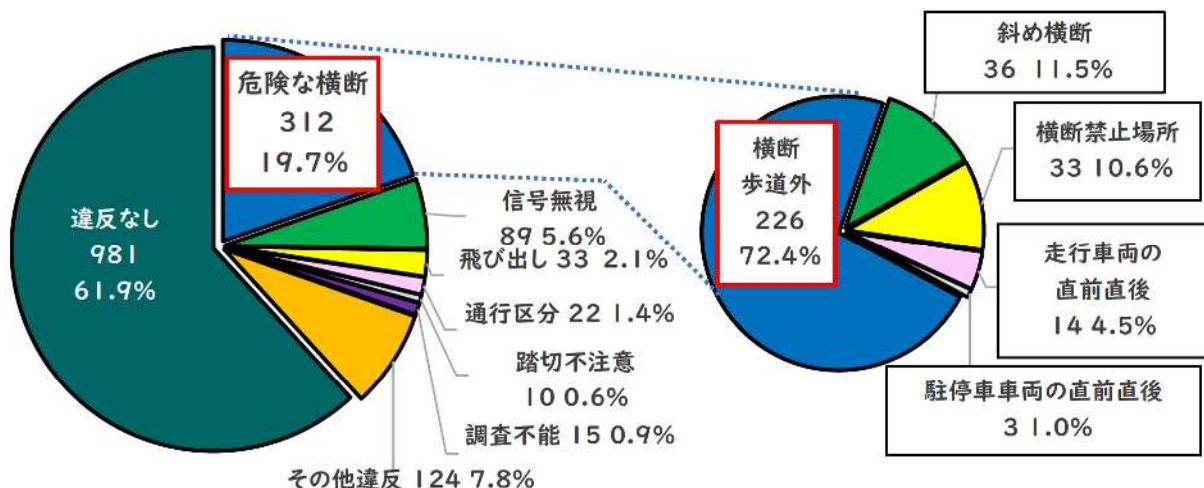
○ 歩行中の死者・重傷者数に占める高齢者の割合（令和2年～令和6年累計）

	死者数	重傷者数	死者・重傷者数
歩行者	222	2,647	2,869
高齢者	149	1,448	1,597
構成率	67.1%	54.7%	55.7%

※ 歩行者、高齢歩行者自身の死者・重傷者数を計上。

※ 高齢者とは、65歳以上の者を指す。

○ 高齢歩行者の原因別死者・重傷者数（令和2年～令和6年累計）



※ 死者・重傷者数は、高齢歩行者自身の第1当事者と第2当事者の合計人数を計上。

大阪府内における交通事故発生状況

◆ 歩行者の交通事故発生状況 ③

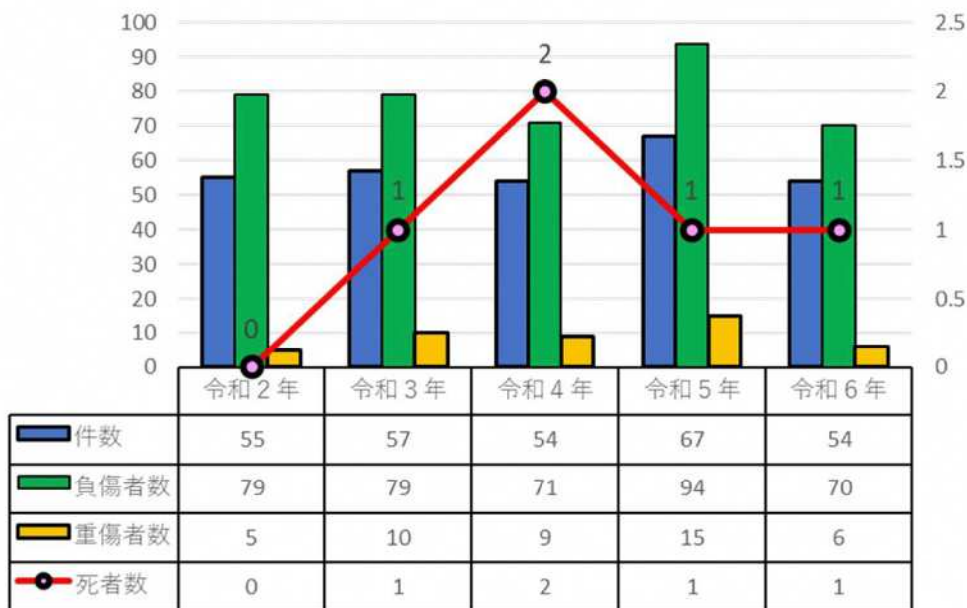
○ 運転者側（第1当事者）の違反によって歩行者を死傷させた交通事故件数（令和2年から令和6年累計）

		自動車	二輪車	自転車	その他の車両	合計	構成率
信号無視		114	25	62	2	203	1.7%
右左折方法		7	0	0	0	7	0.1%
交差点安全進行義務		379	39	16	1	435	3.6%
歩行者妨害等		1,422	88	31	0	1,541	12.6%
徐行場所違反		53	14	13	0	80	0.7%
一時不停止		103	4	10	0	117	1.0%
安全運転義務違反	前方不注意	800	167	432	3	1,402	11.5%
	動静不注意	903	132	396	2	1,433	11.7%
	安全不確認	5,250	474	709	4	6,437	52.6%
	その他の違反	297	34	92	0	423	3.5%
合計		7,250	807	1,629	9	9,695	79.2%
その他		115	18	29	3	165	1.3%
合計		9,443	995	1,790	15	12,243	100.0%

※ 件数は、歩行者自身が第2当事者となった事故件数を計上。

◆ 危険な運転による交通事故発生状況 ①

○ 携帯電話等（通話・画面注視等）の違反に起因する交通事故件数・死傷者数（令和2年から令和6年）



※ 第1当事者（原付以上）による携帯電話等の違反に起因する事故件数と、その事故で生じた死傷者数を計上。



大阪府内における交通事故発生状況

◆ 危険な運転による交通事故発生状況 ②

○ 飲酒運転による交通事故発生状況（令和7年6月末）

区分	年	令和7年	令和6年	前年対比
件数		74	70	+4
死者数		2	1	+1
負傷者数		100	89	+11
重傷者数		19	12	+7

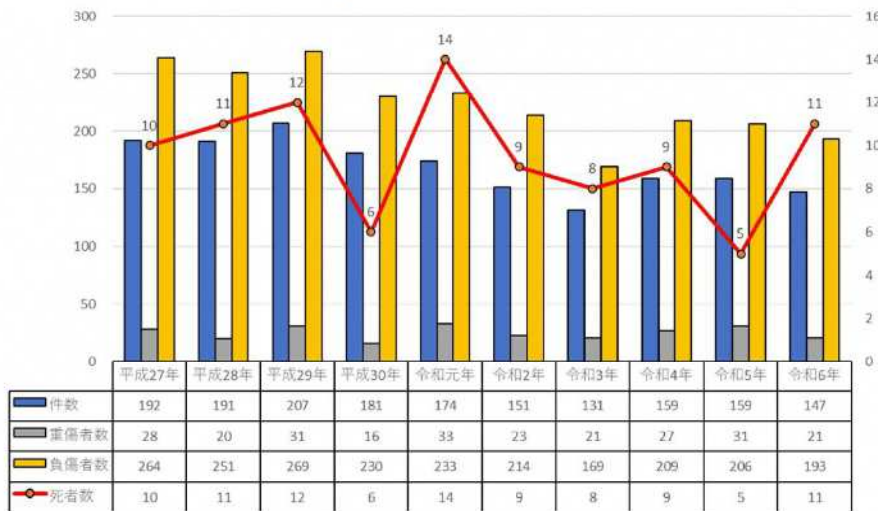
ハンドルキーパー運動

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで安全に送り届ける運動。



※ 第1当事者原付以上飲酒ありの件数とその事故により生じた死傷者数を計上。

○ 飲酒運転による交通事故死傷者数（過去10年）



※ 第1当事者原付以上飲酒ありの事故件数と、その事故により生じた死傷者数を計上。

○ 妨害運転による交通事故発生状況（令和4年から令和6年累計）

	令和4年	令和5年	令和6年
件数	2	3	2
死者数	1	0	0
負傷者数	1	4	2
重傷者数	0	0	0

※ 妨害運転（第1当事者＋第2当事者）による事故件数と、その事故により生じた死傷者数を計上。

◆ シートベルト着用率・チャイルドシート使用率

○ シートベルト着用率（令和6年）

		運転者	助手席同乗者	後部座席同乗者
一般道	大阪	97.0% (-1.1)	92.6% (-3.5)	41.5% (+3.3)
	全国	99.2% (+0.0)	96.8% (-0.3)	45.5% (+1.8)
高速道路等	大阪	99.4% (+1.6)	98.8% (+3.0)	82.5% (+14.0)
	全国	99.6% (±0.0)	98.8% (-0.2)	79.7% (+1.0)

※ JAF・警察庁合同調査。（ ）内は前年対比。



○ チャイルドシート使用率（令和6年）

	調査対象者	装置使用者	使用率
大阪	425	283	66.6%(+4.7)
全国	13,035	10,188	78.2%(+2.2)

※ JAF・警察庁合同調査。（ ）内は前年対比。

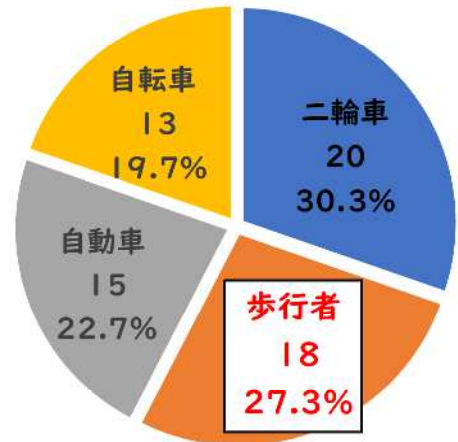
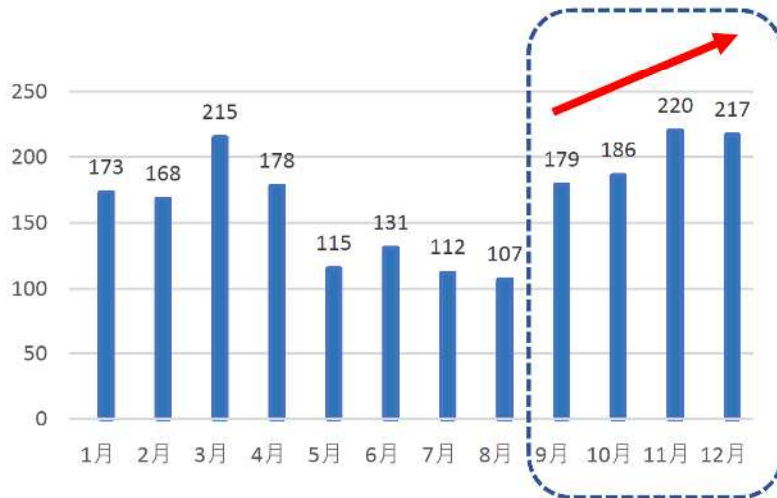


大阪府内における交通事故発生状況

◆ 夕暮れ時の交通事故発生状況

○ 夕暮れ時の月別死者・重傷者数（令和2年～令和6年累計）

○ 夕暮れ時の状態別死者数（令和2年～令和6年累計）

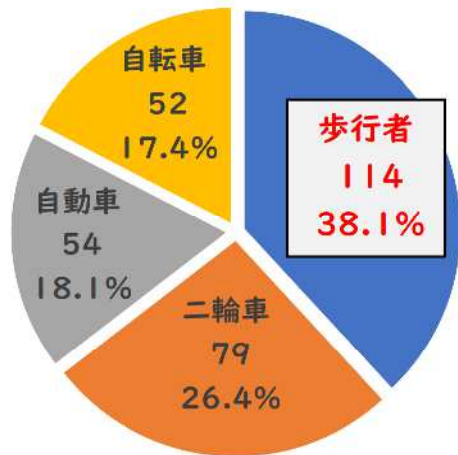
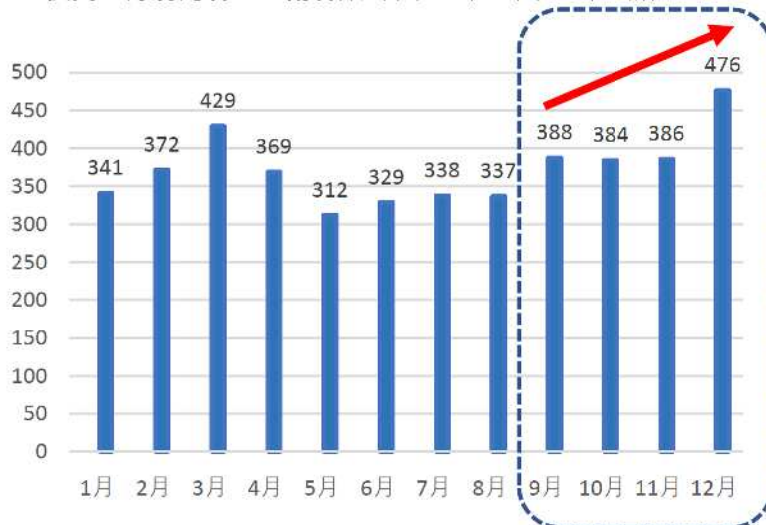


※ 夕暮れ時とは、日の入り時刻の前後1時間を指す。

◆ 夜間の交通事故発生状況

○ 夜間の月別死者・重傷者数（令和2年～令和6年累計）

○ 夜間の状態別死者数（令和2年～令和6年累計）



夕暮れ時は、早めのライト点灯を！

大阪府内における交通事故発生状況

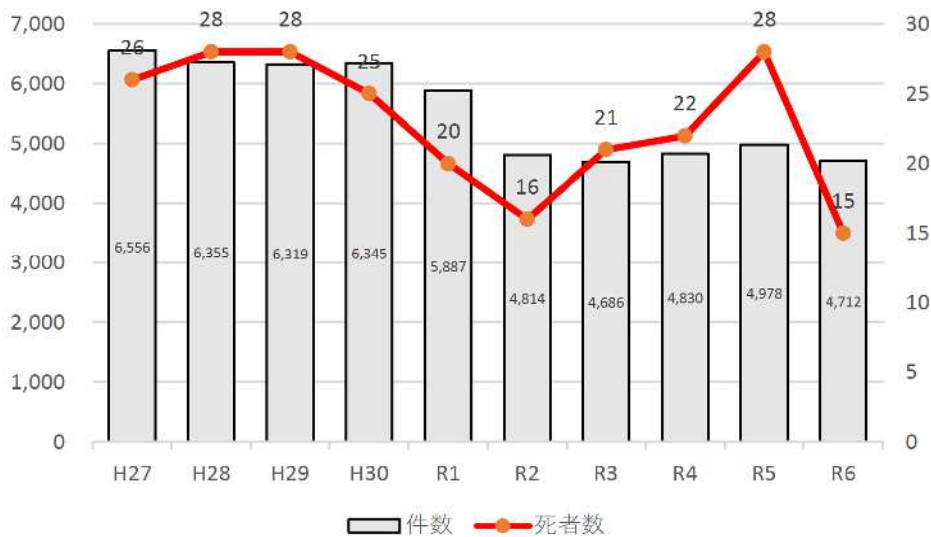
◆ 高齢運転者による交通事故発生状況

○ 高齢者運転者による交通事故発生状況（令和7年6月末 確定値）

	令和7年	令和6年	前年比
件数	2,323	2,261	+62
死者数	17	10	+7
負傷者数	2,620	2,574	+46
重傷者数	304	238	+66

※ 第1当事者（原付以上）の高齢運転者による件数とその事故により生じた死傷者数を計上。

○ 高齢運転者による交通事故発生状況（過去10年）



※ 第1当事者（原付以上）の高齢運転者による件数とその事故により生じた死傷者数を計上。

安全運転相談ダイヤル 

8 0 8 0

シャープ ハ レ バ レ

大阪府内における交通事故発生状況

◆ 自転車の交通事故発生状況 ①

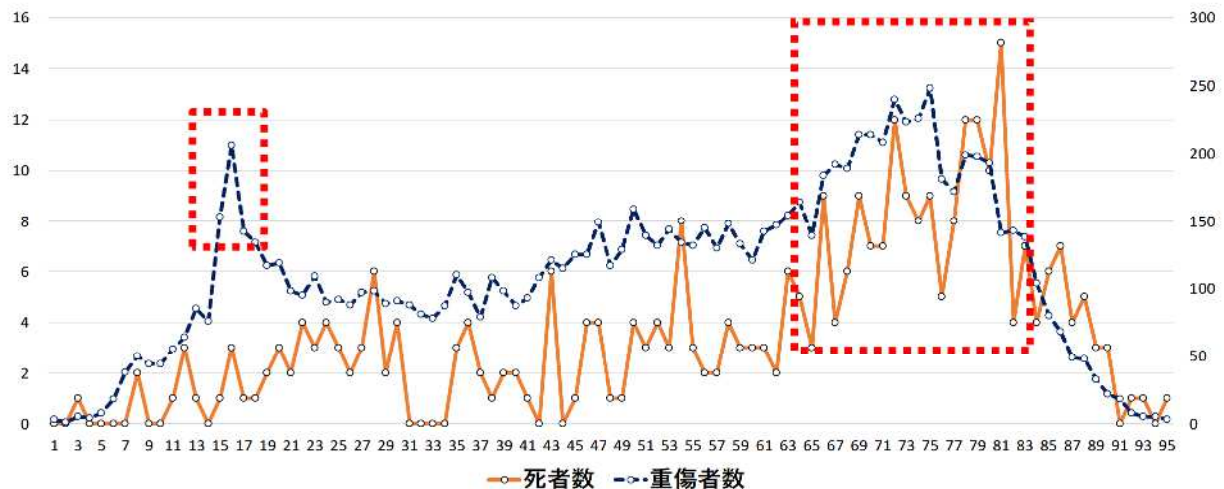
○ 全交通事故件数に占める自転車関連事故件数の構成率（過去10年間）



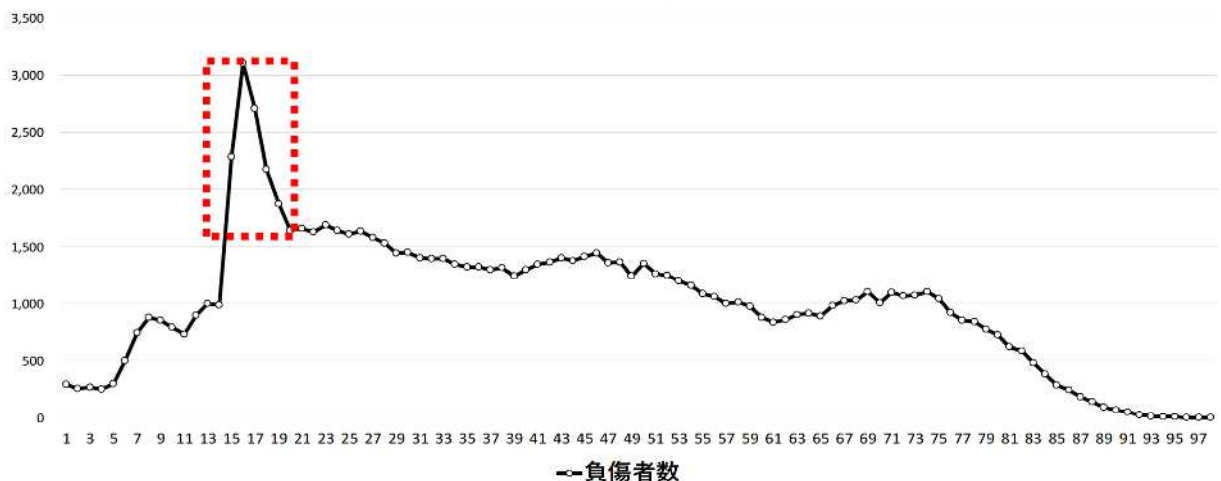
※ 件数は自転車に関連（第1当事者又は第2当事者）した件数を計上。構成率は全事故に占める構成率を示す。

○ 年齢別自転車乗用中の交通事故死者・重傷者・負傷者数（過去10年累計：平成27年～令和6年）

- 死者・重傷者は、65歳以上の高齢者が多い。
- 若年層では、16歳の重傷者が最も多い。



○ 負傷者数は、15歳から19歳にかけて多く、16歳が最も多い。



大阪府内における交通事故発生状況

◆ 自転車の交通事故発生状況 ②

○ 自転車の交通事故発生状況（令和7年6月末 確定値）

区分	年	令和7年	令和6年	前年対比
件数		4,138	4,175	-37
死者数		8	12	-4
負傷者数		4,010	4,060	-50
重傷者数		475	525	-50

※ 件数は、自転車に関連した（第1当事者又は第2当事者）事故件数、死傷者数は自転車乗用中の死傷者数を計上。

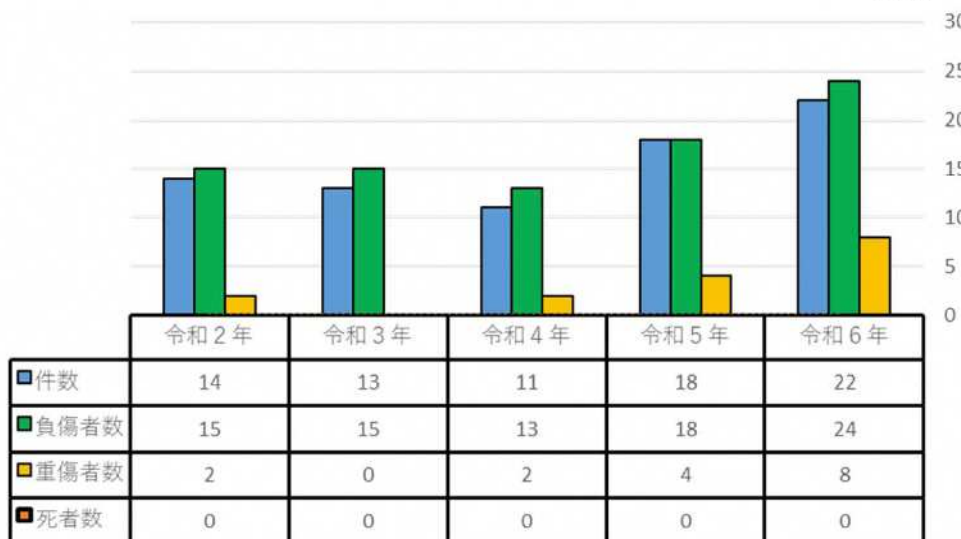
○ 自転車乗用中の原因別死者・重傷者数（令和6年中）

	死者数	重傷者数	死者・重傷者数	構成率
信号無視	4	62	66	6.0%
一時不停止	2	98	100	9.1%
交差点安全進行	2	38	40	3.6%
ハンドル・ブレーキ操作	8	8	16	1.5%
前方不注意	1	11	12	1.1%
動静不注意	3	161	164	14.9%
安全不確認	12	446	458	41.5%
その他の違反	2	44	46	4.2%
違反なし・調査不能	0	201	201	18.2%
合計	34	1,069	1,103	100.0%

※ 自転車乗用中（第1当事者・第2当事者）の死傷・重傷者数を計上。

○ 自転車乗用中の携帯電話等（通話・画面注視等）違反に起因する交通事故件数・死傷者数

（令和2年から令和6年）



※ 第1当事者（自転車乗用中）による携帯電話等の違反に起因する事故件数と、その事故で生じた死傷者数を計上。

＜ 自転車安全利用五則 ＞

1	車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2	交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3	夜間はライトを点灯
4	飲酒運転は禁止
5	ヘルメットを着用

大阪府内における交通事故発生状況

◆ 自転車の交通事故発生状況 ③

○ 自転車乗用中の交通事故死者・重傷者のヘルメット着用状況（令和6年中）

	令和6年				令和5年				前年対比			
着用状況	死者数	重傷者数	死者・重傷者数	死者・重傷者数構成率	死者数	重傷者数	死者・重傷者数	死者・重傷者数構成率	死者数	重傷者数	死者・重傷者数	死者・重傷者数構成率
着用	2	59	61	5.5%	2	65	67	5.8%	±0	-6	-6	-0.3%
非着用	32	983	1,015	91.4%	35	1,008	1,043	90.5%	-3	-25	-28	+0.9%
不明	0	34	34	3.1%	0	42	42	3.6%	±0	-8	-8	-0.5%
合計	34	1,076	1,110	100.0%	37	1,115	1,152	100.0%	-3	-39	-42	

※ 自転車乗用中（自転車運転中又は同乗中）の死者・重傷者数を計上。

○ 自転車乗用中の交通事故におけるヘルメット着用別の致死率（令和2年から令和6年累計）



○ 自転車乗用中における交通事故死者のヘルメット着用状況（令和2年から令和6年累計）



ヘルメット
かぶろうな!



© 2014 大阪府もずやん

大阪府内における交通事故発生状況

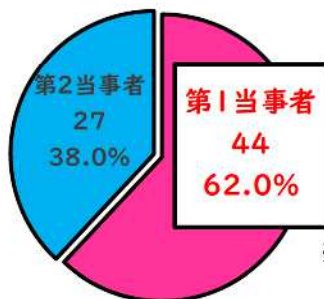
◆ 特定小型原動機付自転車の交通事故発生状況

○ 特定小型原動機付自転車の交通事故発生状況（令和7年6月末）

区分	年	令和7年	令和6年
件数		24	26
死者数		0	0
負傷者数		15	12
重傷者数		4	5

※ 件数は、特定小型原動機付自転車が関連（第1当事者又は第2当事者）した件数を計上。
死傷者数は、特定小型原動機付自転車自身の死者・負傷者数を計上。

○ 当事者別交通事故件数（令和5年7月1日から令和6年累計）



※ 件数は関連件数（第1当事者又は第2当事者）を計上。

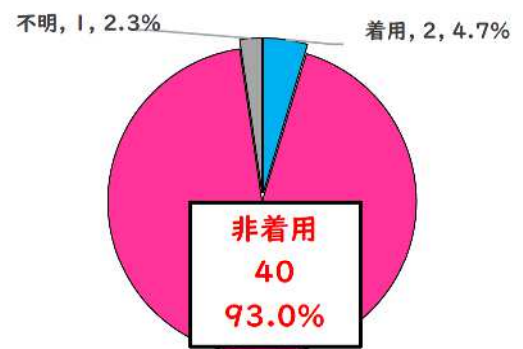
○ 原因別死傷者数

（令和5年7月1日から令和6年累計）

	死者数	負傷者数		合計	構成率
			重傷者数		
違反あり					
信号無視	0	4	2	4	9.3%
右左折方法	0	3	0	3	7.0%
通行区分	0	1	1	1	2.3%
一時不停止	0	1	0	1	2.3%
歩行者妨害	0	0	0	0	0.0%
交差点安全進行	0	14	3	14	32.6%
ハンドル・ブレーキ操作	0	0	0	0	0.0%
前方不注意	0	0	0	0	0.0%
動静不注意	0	5	1	5	11.6%
安全不確認	0	9	3	9	20.9%
酒酔い	0	0	0	0	0.0%
その他の違反	0	0	0	0	0.0%
計	0	37	10	37	86.0%
違反なし・調査不能	0	6	0	6	14.0%
合計	0	43	10	43	100.0%

○ 特定小型原動機付自転車乗車中の交通事故死者・重傷者のヘルメット着用状況

（令和5年7月1日から令和6年累計）



※ 特定小型原動機付自転車乗車中の交通事故死者・重傷者数を計上。

※ 特定小型原動機付自転車乗車中（第1当事者＋第2当事者）の死傷者数を計上。

○ 特定小型原動機付自転車の飲酒運転による交通事故死傷者数

（令和5年7月1日から令和6年累計）

	合計		
	死者数	負傷者数	重傷者数
基準値以下	0	1	1
0.25未満	0	1	0
0.25以上	0	3	0
調査不能	0	0	0
合計	0	5	1

※ 特定小型原動機付自転車乗車中（第1当事者＋第2当事者）の死傷者数を計上。

○ 類型別交通事故件数

（令和5年7月1日から令和6年累計）

	件数	構成率
車両相互	出合頭	34 47.9%
	右折時	3 4.2%
	左折時	8 11.3%
	正面衝突	3 4.2%
	追突	1 1.4%
	その他	9 12.7%
	合計	58 81.7%
人対車両	横断中	3 4.2%
	対面通行中	4 5.6%
	背面通行中	2 2.8%
	その他	4 5.6%
	合計	13 18.3%
計	71	100.0%

※ 特定小型原動機付自転車関連事故（第1当事者又は第2当事者）の件数を計上。

大阪府内における交通事故発生状況

◆ 二輪車の交通事故発生状況 ①

○ 交通事故発生状況(令和7年6月末時点)

区分	年	令和7年	令和6年	前年対比	増減率
件数		2,824	2,683	+141	5.3%
死者数		20	11	+9	81.8%
負傷者数		2,379	2,227	+152	6.8%
重傷者数		538	460	+78	17.0%

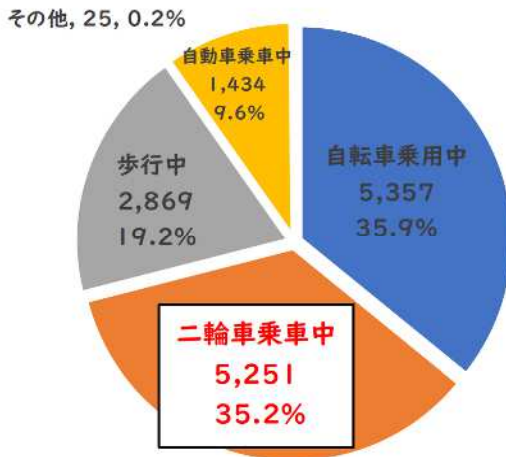
※ 件数は、二輪車が関連した(第1当事者又は第2当事者)した件数。
死傷者数は二輪車乗車中の死傷者数を計上。

○ 状態別死重傷者数の構成率(令和7年6月末時点)

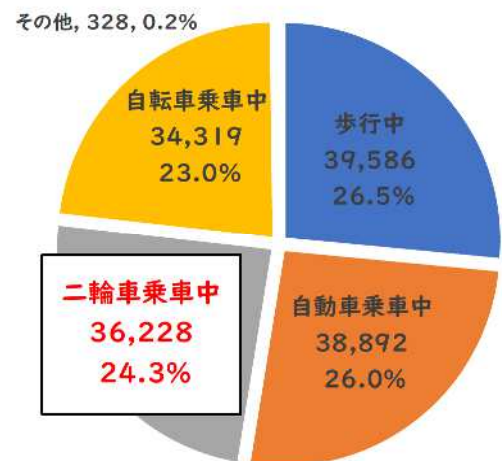
	死者数	前年比	重傷者数	前年比	死重傷者数 構成率
歩行者	24	+2	263	+12	19.1%
自動車	6	-3	161	+15	11.1%
二輪車	20	+9	538	+78	37.2%
自転車	8	-4	475	-50	32.2%
その他	-	±0	5	-2	0.3%
計	58	+4	1,442	+53	100.0%

○ 状態別死重傷者数の構成率(令和2年～6年累計)

【大阪】



【全国】



○ 違反別死重傷者数(令和2年～6年累計)

	死者数	重傷者数	死重傷者数
信号無視	12	140	152
速度超過	17	16	33
交差点安全進行義務	26	337	363
指定場所一時不停止	2	137	139
安全運転義務			
ハンドル等操作不適	32	88	120
前方不注意	8	81	89
動静不注意	21	1,201	1,222
安全不確認	33	1,733	1,766
その他	0	78	78
その他の違反	15	198	213
調査不能	0	13	13
違反なし	15	886	901
合計	181	4,908	5,089

※ 二輪車乗車中(第1当事者+第2当事者)の死重傷者数を計上。

○ 類型別死重傷者数(令和2年～6年累計)

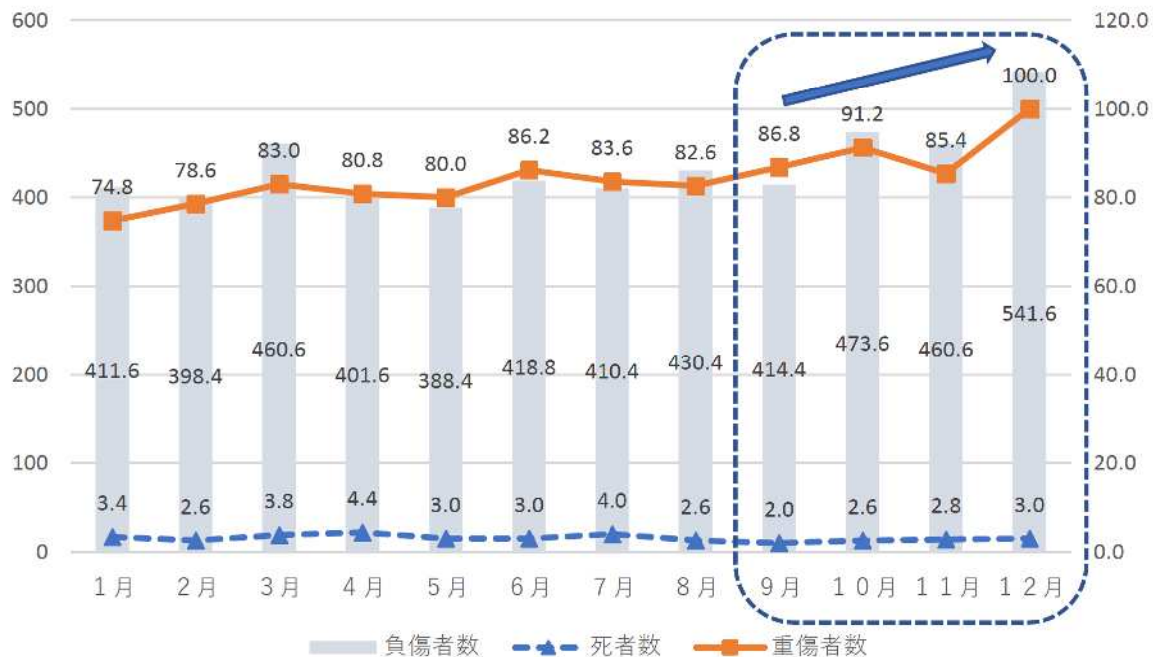
	死者数	重傷者数	死重傷者数
人対車両			
横断中	0	13	13
その他	0	3	3
車両対車両			
正面衝突	6	92	98
追突	21	247	268
出合頭	30	1,798	1,828
左折時	3	404	407
右折時	41	1,522	1,563
その他	34	896	930
車両相互	135	4,959	5,094
車両単独	51	90	141
列車	0	0	0
合計	186	5,065	5,251

※ 二輪車乗車中の死重傷者数を計上。

大阪府内における交通事故発生状況

◆ 二輪車の交通事故発生状況 ②

○ 月別二輪車の交通事故死傷者数(令和2年～令和6年累計(平均値))



※ 二輪車乗車中の死重傷者数を計上。



やめよう！「いらち運転」

「いらち運転」とは、

- 赤信号に変わったことを認識しながら、交差点に加速して進入する
- 信号待ち中、青色信号に変わる前に発進する 等

重大事故に繋がりがかねない**自分本位の危険な運転**です。

気持ちと時間にゆとりを持ち、速度を控え、危険を予測した運転をしましょう。